

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第47回）

第1分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成26年10月31日（金）午後1時29分から午後2時22分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）荒井勉

（委員）青沼隆之，飯野紀夫，井部俊子，上原敏夫

（庶務）小野東京高裁総務課長，小池東京高裁総務課課長補佐  
立花東京高裁総務課専門官

（説明者）渡部東京高裁事務局長

4 議題

(1) 報告

(2) 協議

ア 平成27年4月期の弁護士任官候補者に関する情報について

イ 平成27年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報について

ウ 弁護士会への結果通知について

(3) 今後の予定等

5 議事

(1) 報告

前回の議事要旨の確定について

庶務から，前回の議事要旨について，委員からの修正意見等がなかったので

これを確定し、ホームページに掲載済みであることが報告された。

(2) 協議

ア 平成27年4月期の弁護士任官候補者に関する情報について

庶務から、平成27年4月に弁護士から裁判官へ任官を希望する者に関する情報収集依頼の経過及び収集された情報の概要について説明があった。

協議の結果、すべての情報を下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）に報告することとされた。

イ 平成27年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報について

(ア) 地域委員会の方針と異なる方法・形式で提出された情報の取扱いについて

a 弁護士会を経由した情報について

庶務から、東京弁護士会、第二東京弁護士会及び横浜弁護士会において取り次いだ情報が送付され、このうち東京弁護士会から送付された情報は、情報提供者が封緘した状態で取り次がれたものとの説明があった。

協議の結果、顕名かつ記述形式による情報については、これまでと同様、指名諮問委員会に報告し、その判断に委ねることとされた。

b 評価項目ごとに数値による段階評価をした情報について

庶務から、第二東京弁護士会所属弁護士から送付された情報の中に、段階評価による情報のみが記載されたものと、段階評価による情報及び記述形式による情報の両方が記載されたものがあることが説明された。

協議の結果、これまでと同様、段階評価による情報の部分は指名諮問委員会に報告せず、記述形式による情報の部分のみを指名諮問委員会に報告することとされた。

(イ) 地域委員会の方針に沿った情報等の検討

以上の協議の結果を踏まえ、指名諮問委員会への報告対象となった各情

報の記載内容について検討した結果、すべての情報を指名諮問委員会へ報告することとされた。

ウ 弁護士会への結果通知について

これまでと同様、段階評価による情報が提出されたことから、これらの情報を送付してきた第二東京弁護士会に対し、段階評価による情報を指名諮問委員会に報告しない旨、また、当地域委員会から依頼した形式で提出されるよう通知することとした。また、同弁護士会からは、本分科会当日に情報が提出されたため、提出期限についても配慮するよう併せて依頼することとされた。

(3) 今後の予定等

指名諮問委員会に報告することが確定した情報については、速やかに指名諮問委員会に送付することとされた。

次回は、平成27年10月期の弁護士任官候補者及び平成27年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について審議を行う予定であり、平成27年3月5日（木）午後1時30分から、第2中会議室で開催することとされた。

以上

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第47回）

第2分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成26年10月30日（木）午前9時59分から午前10時43分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）加藤哲夫

（委員）清水規廣，永井徹，古田浩，松井巖

（庶務）小野東京高裁総務課長，小池東京高裁総務課課長補佐

立花東京高裁総務課専門官

（説明者）渡部東京高裁事務局長

4 議題

(1) 新地域委員の紹介

(2) 報告

(3) 協議

ア 平成27年4月期の弁護士任官候補者に関する情報について

イ 平成27年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報について

(4) 今後の予定等

5 議事

(1) 新地域委員の紹介

退任した安藤委員の後任として，古田委員が紹介された。

(2) 報告

庶務から、前回の議事要旨について、委員からの修正意見等がなかったのでこれを確定し、ホームページに掲載済みであることが報告された。

### (3) 協議

#### ア 平成27年4月期の弁護士任官候補者に関する情報について

庶務から、平成27年4月に弁護士から裁判官へ任官を希望する者に関する情報収集依頼の経過及び収集された情報の概要について説明があった。

協議の結果、すべての情報を下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）に報告することとされた。

#### イ 平成27年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報について

##### (ア) 地域委員会の方針と異なる方法で提出された情報の取扱いについて

庶務から、横浜弁護士会において取り次いだ情報が送付されたとの説明があった。

協議の結果、顕名かつ記述形式による情報については、これまでと同様、指名諮問委員会に報告し、その判断に委ねることとされた。

##### (イ) 地域委員会の方針に沿った情報等の検討

以上の協議の結果を踏まえ、指名諮問委員会への報告対象となった各情報の記載内容について検討した結果、すべての情報を指名諮問委員会へ報告することとされた。

### (4) 今後の予定等

指名諮問委員会に報告することが確定した情報については、速やかに指名諮問委員会に送付することとされた。

次回は、平成27年10月期の弁護士任官候補者及び平成27年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について審議を行う予定であり、平成27年3月5日（木）午前10時00分から、第2中会議室で開催することとされた。

以上